現 行

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2 号に該当する者にあっては、第51条の2の規定により課する所得割 (以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さな い。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限り でない。
 - (1) (略)
 - (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 (これらの者の前年の 合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。)
- 2 (略)

(所得控除)

第32条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれか に掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項ま での規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小 規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除 額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除 額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合 計所得金額が2.500万円以下である所得割の納税義務者について は、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞ れ、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金 額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第35条の3 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則 第5号の4様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただ し、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は 公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在にお 改 正 後(案)

(個人の市民税の非課税の範囲)

- 号に該当する者にあっては、第51条の2の規定により課する所得割 (以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さな い。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限り でない。
 - (1) (略)
 - (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親(これらの者の前年の 合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。)
- (略)

(所得控除)

第32条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれか に掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項ま での規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小 規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除 額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除 額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合 計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者について は、同条第2項、第6項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞ れ、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金 額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第35条の3 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに施行規則 第5号の4様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただ し、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は 公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在にお

いて給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において 給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しな かったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で 社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小 規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除 額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得稅法第2条第1項第33 号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。) 若しく は法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併 せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規 定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは 雑損失の金額の控除若しくは第34条第1項(同項第2号に掲げる寄付 金 (特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活 動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対 するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及 び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金 税額控除額」という。) の控除を受けようとするものを除く。以下 この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」とい う。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表 の左欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りではな V)

2~10 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第35条の4の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

いて給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において 給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しな かったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で 社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小 規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除 額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得稅法第2条第1項第33 号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。) 若しく は法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併 せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規 定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは 雑損失の金額の控除若しくは第34条第1項(同項第2号に掲げる寄付 金 (特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活 動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対 するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及 び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金 税額控除額」という。) の控除を受けようとするものを除く。以下 この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」とい う。) 及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表 の左欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りではな V)

2~10 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第35条の4の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) • (2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その 旨

(4) (略)

2~5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第35条の4の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定す る申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項 に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受ける ものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払 を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有 する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公 的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申 告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する 公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」と いう。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日まで に、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申 告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければ ならない。

(1) • (2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合に は、その旨

(4) (略)

2~5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第46条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人 (以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法

(1) • (2) (略)

(3) (略)

2~5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書))

第35条の4の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定す る申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項 に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受ける ものを除く。以下この項において「公的年金等」という。) の支払 を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有 (以下この条において「公 する者 的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申 告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する 公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」と いう。) から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日まで に、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申 告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければ ならない。

(1) • (2) (略)

(3) (略)

2~5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第46条 (略)

(以下この条において「内国法人」という。) が、租税特別措置法

第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定 の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の 2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告 納付すべき法人税割額から控除する。

3~9 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第52条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている 者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている 個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されているとき、若しくは所有者として登記又は登録されているとき、若しくは所有者として登記又は登録されているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法第348条第1項の者が賦課期日前に所有者でなくなっているときは、賦課期日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 (略)

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由<u>によって</u>不明である場合<u>においては</u>、その使用者を所有者とみなして、<u>これを</u>固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を<u>課す</u>る。

第66条の7第5項及び第11項 又は第68条の91第4項及び第10項の規定 の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の 2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告 納付すべき法人税割額から控除する。

3~9 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第52条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が賦課期日前に消滅しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法第348条第1項の者が賦課期日前に所有者でなくなっているときは、賦課期日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 (略)

- 4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由<u>により</u>不明である場合<u>には</u>、その使用者を所有者とみなして、<u>固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</u>
- <u>5</u> 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者 の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、そ

5 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業 ┃6 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業 (農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地 区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業 及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9年法律第49号) 第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が 適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地 の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住 宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。) 又は土地改良 法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地 については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、 一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土 地(以下この項において「仮換地等」と総称する。) の指定があっ た場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法 第100条の2(農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街 区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並 びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別 措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定によって管理 する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項に おいて「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地 等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることと なった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告が ある日までの間は、仮換地等にあっては当該仮換地等に対応する従 前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記 又は登録されている 者をもって、仮使用地にあっては土地区画整 理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者を

の使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者 に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当 該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に 通知しなければならない。

(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地 区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業 及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9年法律第49号) 第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が 適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地 の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住 宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。) 又は土地改良 法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地 については、法令若しくは規約等の定めるところにより 仮換地、 一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土 地(以下この項において「仮換地等」と総称する。) の指定があっ た場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法 第100条の2(農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街 区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並 びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別 措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定により 管理 する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項に おいて「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地 等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることと なった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告が ある日までの間は、仮換地等にあっては当該仮換地等に対応する従 前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記 又は登録がされている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整 理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者を

もって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者 とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告が あった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は 保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は 保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有 者とみなす

則第10条の2の12で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者 以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、か つ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することに なったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)につ いては、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産で ある場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみな し、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産と みなして固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第57条 (略)

2~8 (略)

- 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以 下この条及び第67条において同じ。) に対して課する固定資産税の 課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第12項の規定に かかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき 価格の3分の1の額とする。
- 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用 地をいう。以下この項において同じ。) に対して課する固定資産税 の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第 12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の 課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

もって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者 とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告が あった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は 保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は 保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有 者とみなすことができる。

6 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規 7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規 則第10条の2の15で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者 以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、か つ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することに なったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)につ いては、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産で ある場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみな し、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産と みなして固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第57条 (略)

2~8 (略)

- 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以 下この条及び第67条において同じ。)に対して課する固定資産税の 課税標準は、第1項から第6項まで及び法第349条の3第11項の規定に かかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき 価格の3分の1の額とする。
- 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用 地をいう。以下この項において同じ。) に対して課する固定資産税 の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに法第349条の3第 11項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の 課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)

- 第57条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割 第57条の2 法第349条の3第27項に規定する市町村の条例で定める割 合は2分の1とする。
- 2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の 2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の 1とする。
- 3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の 3 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の 1とする。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第70条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者 をいう。)が第67条又は 法第383条の規定によって

申告すべき事項について正当な事由がなくて 申告をしなかった場合は、その者に対し、100,000円以下の過料 を科する。

2 · 3 (略)

(たばこ税の課税標準)

第88条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たば 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たば

- 合は2分の1とする。
- 1とする。
- 1とする。

(現所有者の申告)

- 第69条の2 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以 下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知っ た日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した 申告書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び次号に規 定する個人との関係
 - (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若 しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡 している場合における当該個人の住所及び氏名
 - (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項 (固定資産に係る不申告に関する過料)
- 第70条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者 をいう。)が第67条若しくは法第383条の規定により、又は現所有 者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて 申告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料 を科する。
- 2 3 (略)

(たばこ税の課税標準)

第88条 (略)

この本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数 この本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数

の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め る重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

表(略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ

の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は 第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量 を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係 る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品 目ごとの数量を乗じて得た重量を第86条に掲げる製造たばこの区分 ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法に より行うものとする。

5~10 (略)

(たばこ税の課税免除)

第90条 (略)

定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3 に規定 する書類を提出しない場合には、適用しない。

の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め る重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1 本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定につい ては、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算する ものとする。

表(略)

(略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉 巻たばこを除く。) の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は 第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量 を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係 る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品 目ごとの数量を乗じて得た重量を第86条に掲げる製造たばこの区分 ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法に より行うものとする。

5~10 (略)

(たばこ税の課税免除)

第90条 (略)

- 2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規 定は、卸売販売業者等が、同条第1号又は第2号に掲げる製造たばこ の売渡し又は消費等について、第92条第1項又は第2項の規定による 申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限 る。) の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載 し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存して いる場合に限り、適用する。
- の規 │ 3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規 定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定 する書類を提出している場合に限り、適用する。

3 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第92条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第90条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第90条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2~5 (略)

附則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第41条第2項、第46条第5項、第48条第2項、第51条の12第2項、第69条第2項、第92条第5項、第95条第2項、第115条第2項(第116条の7において準用する場合を含む。)及び第116条第2項(第116条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に 租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合 に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割

4 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第92条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第90条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第90条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

$2\sim5$ (略)

附則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第41条第2項、第46条第5項、第48条第2項、第51条の12第2項、第69条第2項、第92条第5項、第95条第2項、第115条第2項(第116条の7において準用する場合を含む。)及び第116条第2項(第116条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割

合に満たない場合は、その年(以下この条において「特例基準割合 適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっ ては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に 年7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合に あっては当該特例基準割合に 年1パーセントの割合を加算し た割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合 には、年7.3パーセントの割合)とする。

パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適 用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合

とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項 | 第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項 (第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の 基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる目からその後年 5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内 に前条第2項の規定により第51条の13第1項及び第4項に規定する延 滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれ る期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特 例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8 において準用する場合も含む。)の規定により延長された法第321 条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第 1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の 提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来す ることとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合 における当該市民税に係る第51条の13の規定による延滞金について は、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長され た申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準

合に満たない場合は、その年

中においては、年14.6パーセントの割合にあっ てはその年 における延滞金特例基準割合に年7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合に あっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算し た割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合 には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第51条の13第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3 2 当分の間、第51条の13第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付 割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの 割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当 該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

(第1号に係る部分に限る。) の規定により定められる商業手形の 基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる目からその後年 5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内 に前条第2項の規定により第51条の13第1項及び第4項に規定する延 滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれ る期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特 例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8 において準用する場合も含む。)の規定により延長された法第321 条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第 1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の 提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来す ることとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合 における当該市民税に係る第51条の13の規定による延滞金について は、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長され た申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準 日の到来する市民税に係る第51条の13第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から<u>平成34年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第32条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条及び第33条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

日の到来する市民税に係る第51条の13第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から<u>令和4年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第32条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条及び第33条の4の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に 限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の3第1項 の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書 が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された 第35条の4第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。) に肉用 牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の 明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載が ないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含 す。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割 の額を免除する。

2 • 3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年 度分の固定資産税に限り、第57条第8項中「又は第349条の3の4から 第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349 条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2 分の1とする。
- 3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4 2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は4 分の3とする。
- る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定す

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度 までの各年度分の個人の市民税に 限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第35条の3第1項 の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書 が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された 第35条の4第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。) に肉用 牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の 明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載が ないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含 す。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割 の額を免除する。

2 • 3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年 度分の固定資産税に限り、第57条第8項中「又は第349条の3の4から 第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349 条の5まで又は附則第15条 から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

- 分の3とする。
- 4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定す | 3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定す ┃4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

- 7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定す ┃5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定す┃7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定 11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定 12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 14 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分 の2とする。
- 15 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分 の1とする。
- 16 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分 の2とする。
- 17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零 16 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は零 (生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基 本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属す る事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等に

- る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定す ┃6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
 - る市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定 8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
 - 9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定す る市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定 10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
 - する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
 - する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 13 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分 の2とする。
 - 14 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分 の1とする。
 - | 15 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分 の2とする。
 - (生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基 本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2 項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属す る事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等に

あっては零)とする。

(略) 18

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の 固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

- 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用 価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長 が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の 価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが 固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該 土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第57条の規定にかか わらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該 土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をい う。) で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前 項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分 の固定資産税の課税標準は、第57条の規定にかかわらず、修正され た価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をい う。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分 の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固 定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、 当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税

あっては零)とする。

17 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分 の2とする。

18 (略)

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度 までの各年度分の 固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和元年度又は令和2年度 における土地の価格の特例)

- 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用 価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長 が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の 価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが 固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該 土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第57条の規定にかか わらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該 土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をい う。) で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元 年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前 項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分 の固定資産税の課税標準は、第57条の規定にかかわらず、修正され た価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をい う。) で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度 までの各年度分 の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度 までの各年度分の固 定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、 当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税 の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税 標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当 該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同 じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第 15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固 定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える 場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整 固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課 税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が 当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当 該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、 当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年 度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固 定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条 の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資 産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資

- の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税 標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当 該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同 じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該 年度分の固定資産税について法第349条の3又は 附則第15条から第 15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固 定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える 場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
- 度 までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整 固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課 税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が 当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は 附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当 該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、 当該固定資産税額とする。
- 度 までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整 固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税 標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年 度分の固定資産税について法第349条の3又は 附則第15条から第15 条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定 資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定

産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7 以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定 資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年 度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該 商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等である ときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産 税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下 「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超える ものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税 の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た 額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地 等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固 定資産税額」という。)とする。
- 第12条の2 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改 正する法律(平成24年法律第17号) 附則第10条の規定により、平成 24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法 附則第18条の3(法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用す る場合を含む。) の規定を適用しない。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の 固定資産税の特例)

資産税額とする。

- 以下のものに係る平成30年度から令和2年度 までの各年度分の固定 資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年 度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該 商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則 第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であると きは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下 「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超える ものに係る平成30年度から令和2年度 までの各年度分の固定資産税 の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た 額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3 又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地 等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固 定資産税額」という。)とする。

第12条の2 削除

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度 までの各年度分の 固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定 │ 第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度 までの各年度分の固定

資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該 農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の 課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349 条の3<u>又は法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農 地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水 準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調節率を乗じて得た額を 当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額と した場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」と いう。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定 資産税の特例)

- 第13条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から 平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、 当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係

資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該 農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の 課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349 条の3又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農 地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水 準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調節率を乗じて得た額を 当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額と した場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」と いう。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表(略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定 資産税の特例)

- 第13条の3 市街化区域農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は一附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から <u>令和2年度</u>までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、 当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係

る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等 (附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の 3、第349条の3の2又は法</u>附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第113条第1号及び第116条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18年1月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第113条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3~6 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等 (附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の 3、第349条の3の2又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の特別土地保有税については、第113条第1号及び第116条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18年1月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第113条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3~6 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合 を含む。) に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以 下この条において同じ。) に対しては、当該三輪以上の軽自動車の 取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第15条 の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、 第75条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さ ない。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に 対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4 月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場 合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定 を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソ リン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第77条の 規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日か ら平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には 平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車 が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指 定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表(略)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合 を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以 下この条において同じ。) に対しては、当該三輪以上の軽自動車の 取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条 の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、 第75条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さ ない。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に 対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4 月1日から令和2年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場 合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで の間に初回車両番号指定 を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の 表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号 | 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号 に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソ リン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第77条の 規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日か ら令和2年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合には 令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車 が令和2年4月1日から令和3年3月31日まで の間に初回車両番号指 定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次 の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表(略)

ち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対 する第77条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成 31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソ リン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別 割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得に ついては、第32条及び第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分 し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同 法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、 第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項

又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により 同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額 を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により 読み替えて適用される第32条の3の規定の適用がある場合には、そ の適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100 分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 • 3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所 得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民 税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲 渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定す

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のう 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のう ち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対 する第77条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成 31年4月1日から令和2年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソ リン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日まで の間に初 回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分 の軽自動車税の種別 割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表(略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得に ついては、第32条及び第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分 し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同 法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、 第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項 又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により 同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額 を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により 読み替えて適用される第32条の3の規定の適用がある場合には、そ の適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100 分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 • 3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所 得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度 までの各年度分の個人の市民 税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲 渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定す る土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定 する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合におい て、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項 に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。) に該当するときに おける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける 譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金 額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかか わらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金 額に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

- の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定 する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該 譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下こ の項において同じ。) に該当するときにおける前条第1項に規定す る譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所 得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34 条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定 優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
- 得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、 第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は 第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優 良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(個人の市民税の税率の特例)

る土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定 する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合におい て、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項 に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。) に該当するときに おける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける 譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金 額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかか わらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金 額に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人 │2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度 までの各年度分の個人 の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定 する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該 譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下こ の項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定す る譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所 得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34 条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定 優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所 → 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所 得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、 第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は 第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優 良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(個人の市民税の税率の特例)

第22条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に 第22条 平成26年度から令和5年度 までの各年度分の個人の市民税に

限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に 規定する額に500円を加算した額とする。 限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に 規定する額に500円を加算した額とする。 現 行

(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第38条、第44条、第44条の2 | 第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第38条、第44条、第44条の2 若しくは第44条の5 (第51条の7の2において準用する場合を含む。 以下この条において同じ。)、第45条の4第1項(第45条の5第3項に おいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条 第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除 く。) 、第51条の7、第63条、第76条の6第1項、第78条第2項、第92 条第1項若しくは第2項、第96条第2項、第99条、第115条第1項又は 第121条第3項に規定する納期限後に、その税金を納付し、又は納入 金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限 (納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以 下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納 入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲 げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第 5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセン ト) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納 付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならな V 10

 $(1) \sim (3)$ (略)

- (4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2 項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第 603条第3項又は第603条の2第5項の規定によって徴収を猶予した 税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から 1月を経過する日までの期間
- (5) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又 は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げ

改 正 後(案)

(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 若しくは第44条の5(第51条の7の2において準用する場合を含む。 以下この条において同じ。)、第45条の4第1項(第45条の5第3項に おいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第46条 第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除 く。) 、第51条の7、第63条、第76条の6第1項、第78条第2項、第92 条第1項若しくは第2項、第96条第2項、第99条、第115条第1項又は 第121条第3項に規定する納期限後に、その税金を納付し、又は納入 金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限 (納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以 下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納 入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲 げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第 5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセン ト) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納 付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならな V 10

(1)~(3) (略)

- (4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2 項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第 603条第3項又は第603条の2第5項の規定により 徴収を猶予した 税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から 1月を経過する日までの期間
- (5) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項 の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げ

るものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過 する日

(6) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告 書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該 提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

12第2項、第51条の13第1項及び第4項、第69条第2項、第92条第5 項、第95条第2項、第115条第2項並びに第116条第2項の規定に定め る延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合 は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 (市民税の納税義務者等)

第23条 (略)

- 2 (略)
- 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、か 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、か つ、令第47条に規定する収益事業

を行うもの(当該社団又 は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号 において「人格のない社団等」という。) 又は法人課税信託の引受 けを行うものは、法人とみなして、この節(第46条第10項から第12 項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、 次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定 める額とする。

るものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過 する日

(6) 第46条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告 書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該 提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第41条第2項、第46条第5項、第48条第2項、第51条の | 第20条 前条、第41条第2項、第46条第5項、第48条第2項、第51条の 12第2項、第51条の13第1項 、第69条第2項、第92条第5 項、第95条第2項、第115条第2項並びに第116条第2項の規定に定め る延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合 は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 (市民税の納税義務者等)

第23条 (略)

- 2 (略)
- つ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の 表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又 は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号 において「人格のない社団等」という。) 又は法人課税信託の引受 けを行うものは、法人とみなして、この節(第46条第9項から第16項 までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。 (均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、 次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定 める額とする。

	1	
法人等の区分		税率
(1) 次に掲げる法人	年額	60,000円
ア〜エ (略)		
オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定		
する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項		
において同じ。)を有する法人(法人税法別表第		
2に規定する独立行政法人で収益事業を行わない		
もの及び工に掲げる法人を除く。以下この表及び		
第4項において同じ。)で資本金等の額が千万円		
以下であるもののうち、市内に有する事務所、事		
業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与		
又はこれらの性質を有する給与の支給を受けるこ		
ととされる役員を含む。)の数の合計数(次号か		
ら第9号までにおいて「従業者数の合計数」とい		
う。)が50人以下のもの		
(2) (略)	年額	144,000円
(3) (略)	年額	156,000円
(4) (略)	年額	180,000円
(5) (略)	年額	192,000円
(6) (略)	年額	480,000円
(7) (略)	年額	492,000円
(8) (略)	年額	2, 100, 000円
(9) (略)	年額	3,600,000円

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項 3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項 第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度 開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標 準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は 寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものと する。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たな いときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

(法人の市民税の申告納付)

法人等の区分		税率
(1) 次に掲げる法人 ア〜エ (略) オ 資本金等の額 (法第292条第1項第4号の2に規 定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4 項において同じ。)を有する法人(法人税法別 表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わ ないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この 表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が	年額	60,000円
千万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの	年額	144, 000円
(3) (略)	年額	156,000円
(4) (略)	年額	180,000円
(5) (略)	年額	192,000円
(6) (略)	年額	480,000円
(7) (略)	年額	492,000円
(8) (略)	年額	2, 100, 000円
(9) (略)	年額	3,600,000円

第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又 は同項第3号

の期間中において事務所、事業所又は 寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものと する。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たな いときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

(法人の市民税の申告納付)

- 項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書 (第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。) を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付に あってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の 申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税 金又は同条第1項後段及び第3項 の規定により提出があったもの とみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納 付書により納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人 (以下この条において「内国法人」という。) が、租税特別措置法 第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定 の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の 2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告 納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項 68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第 321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控 除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控 除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、 法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控 除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控 除する。
- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による | 5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による 申告書を含む。以下この項において同じ。) に係る税金を納付する 場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の 納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とす る。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の

- 第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1 第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1 項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9 項、第10項及び第12項 において「納税申告書」という。) を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項 の申告納付に あってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の 申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税 金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったもの とみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納 付書により納付しなければならない。
 - (以下この条において「内国法人」という。) が、和税特別措置法 第66条の7第4項及び第10項 の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の 2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告 納付すべき法人税割額から控除する。
 - の規定の適用を受ける場合には、法第 321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控 除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控 除する。
 - 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、 法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより、控 除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控 除する。
 - 申告書を含む。以下この項において同じ。) に係る税金を納付する 場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項 納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とす る。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の

日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日 (同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその 提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はそ の期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、 年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金 を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又 は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(許偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第

日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日 (同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその 提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はそ の期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、 年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金 を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項<u>又は第31項</u> に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に<u>同条第34項</u>に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法<u>第321条の8第35項</u>の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法<u>第321条の8第34項</u>に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項<u>又は第31項</u>に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(許偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第

3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) (略)
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間
- 8 (略)
- 9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第48条第3項及び第51条の13第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第48条第3項及び第51条の13第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第51条の13第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第51条の13第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第51条の13第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併

3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) (略)
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法<u>第321条の8第35項</u>の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間
- 8 (略)

せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同 法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2 の規定を適用することができる。

項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市 民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び 施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとさ れている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」とい う。) を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処 理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」 という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、 行わなければならない。

11 (略)

- 12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法 第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含 む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する 市長に到達したものとみなす。
- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由に より地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であ ると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告 書を提出することができると認められる場合において、同項の規定 を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受 けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告について は、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請 書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国 法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処 分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告 書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期 限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1 9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項 の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民 税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施 行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされ ている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」とい う。) を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処 理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」 という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、 行わなければならない。

(略)

- 11 第9項 の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法 第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含 む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する 市長に到達したものとみなす。
- 12 第9項 の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由に より地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であ ると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告 書を提出することができると認められる場合において、同項の規定 を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受 けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告について は、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請 書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国 法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処 分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告 書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期 限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期

間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

(略)

- き第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その 旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しな ければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321 条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これ らの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期 間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しな い。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受 けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の ┃ 16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の 届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第 81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があった ときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第 13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規 定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後 段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第48条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2 項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人 税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項 の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納 期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日まで の期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間 又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について は、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延 間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につ 14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項 の申告につ き第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その 旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しな ければならない。
 - 15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321 条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これ らの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期 間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しな い。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受 けたときは、この限りでない。
 - 届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項

の処分があった

ときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第 12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規 定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後 段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第48条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2 項又は第31項 の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人 税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項 の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納 期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日まで の期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間 又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について は、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延 滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による 更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19 項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に 提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経 過する日後であるときは、詐偽その他の不正の行為により市民税を 免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をし た日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若 しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を 提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に 連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しく は連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書 を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項 第2号において同じ。)による更正に係るものにあっては、当該修 正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知 をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除 する。
- 類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)が あったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1 項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項におい て「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申 告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類する ものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった 後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正によ り納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(環付金の額に相当 する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。) については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その

滞金額を加算して納付しなければならない。

更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項又は第31項
に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に
提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経
過する日後であるときは、詐偽その他の不正の行為により市民税を
免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をし
た日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若
しくは決定がされたこと

|3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による

による更正に係るものにあっては、当該修 正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知 をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除 する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに 類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)が あったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1 項、第2項又は第31項 に規定する申告書(以下この項におい て「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申 告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類する ものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった 後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正によ り納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(環付金の額に相当 する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。) については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その 他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) • (2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第51条の13 (略)

2 • 3 (略)

- 4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 5 第46条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第51条の13第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同

他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) • (2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第51条の13 (略)

2 • 3 (略)

- 日)から第51条の13第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み 替えるものとする。
- 6 第48条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この 場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げ る期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人について された当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5 第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限 る。) 」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税 額の納付があった日(その日が第51条の13第4項の連結法人税額の 課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前であ る場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期 間」と読み替えるものとする。

(たばこ税の課税標準)

第88条 (略)

この本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数 の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め る重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1 本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定につい ては、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算する ものとする。

表(略)

3~10 (略)

附則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 (略)

2 当分の間、第51条の13第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3 2 当分の間、第51条の13第1項 に規定する延滞金の年7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適

(たばこ税の課税標準)

第88条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たば 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たば この本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数 の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定め る重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1 本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定について は、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するもの とする。

表(略)

3~10 (略)

附則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 (略)

パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適 用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合 用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合 行

第3条 亀岡市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養 者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項 を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車 のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用につい ては、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動 車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35 年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各 | 第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中亀岡市税条例第34条の改正規定並びに同条例附則第7 条の3の2、第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条 第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日
 - (2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規 平成31年10月1日
 - (3) 第2条中亀岡市税条例第35条の3中第8項を第9項とし、第7項を 第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規

改 正 後(案)

第3条 亀岡市税条例の一部を次のように改正する。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項 を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車 のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用につい ては、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分 の軽自動 車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年 3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年 度分 の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。

附 則

(施行期日)

- 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中亀岡市税条例第34条の改正規定並びに同条例附則第7 条の3の2、第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条 第2項から第4項までの規定 令和元年6月1日
- (2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規 令和元年10月1日
- (3) 第2条中亀岡市税条例第35条の3中第8項を第9項とし、第7項を 第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規

定並びに第35条の4の2、第35条の4の3及び第35条の5第1項の改正 規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日

- (4) 第3条中亀岡市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日
- (5) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第8条の規 定 平成33年4月1日

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の亀 岡市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関 する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用 し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例に よる。
- 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分ま での個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平 3 新条例第34条第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令 成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

第34条	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
附則第9条の2	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1 号に掲げる寄附金(<u>平成31年6月1日</u> 前に支出し たものに限る。)
	送付	(略)

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の 納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地 方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号。以下この項

定並びに第35条の4の2、第35条の4の3及び第35条の5第1項の改正 規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日

(4) 削除

5)	第3条	及び附則第8条の規定
	令和3年4月1日	

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の亀 岡市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関 する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用 し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例に よる。
- 2 新条例第34条並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32 2 新条例第34条並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年 度 以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分ま での個人の市民税については、なお従前の例による。
 - 和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

第34条	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(<u>令和元年6月1日</u> 前に支出したものに限る。)
附則第9条の2	特例控除対象 寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1 号に掲げる寄附金(<u>令和元年6月1日</u> 前に支出し たものに限る。)
	送付	(略)

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の 納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地 方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号。以下この項 において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税 法(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対 象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に 支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1 項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

- 第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例 (次項及び第3項において「32年新条例」という。) 第35条の3第6 項の改正規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以 後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適 用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年 度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、 なお従前の例による。
- 2 32年新条例第35条の4の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規 ┃2 2年新条例 第35条の4の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規 定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受ける べき 亀岡市税条例第35条の3第1項に規定する給与について提出する 32年新条例第35条の4の2第1項及び第2項に規定する申告書について 適用する。
- 規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正す る法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法 (昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」とい う。) 第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条 の7の規定の適用を受けるものを除く。) について提出する32年新 条例第35条の4の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例第 24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、平成33年度以後 の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人 の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税 法(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対 象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に 支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1 項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

- 第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例 (次項及び第3項において「2年新条例」という。)第35条の3第6 項の改正規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以 後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適 用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年 度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、 なお従前の例による。
- 定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受ける べき 亀岡市税条例第35条の3第1項に規定する給与について提出する 2年新条例 第35条の4の2第1項及び第2項に規定する申告書について 適用する。
- 3 32年新条例第35条の4の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる 3 2年新条例第35条の4の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる 規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正す る法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法 (昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」とい う。) 第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条 の7の規定の適用を受けるものを除く。) について提出する2年新条 例第35条の4の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 削除

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後 の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資 産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の 軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税につい ては、なお従前の例による。
- 第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規 定による改正後の亀岡市税条例(以下「31年10月新条例」とい う。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲 げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して 課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
- 第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例の 規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適 用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従 前の例による。

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後 の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資 産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の 軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税につい ては、なお従前の例による。
- 第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規 定による改正後の亀岡市税条例(以下「元年10月新条例」とい う。) の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲 げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して 課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平 2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令 和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。
 - 第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例の 規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適 用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従 前の例による。

(納税義務者等)

第2条 (略)

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税 標準となるべき価格(法第349条の3第10項から第12項まで、第22項 から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34 項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれ ぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有 者」とは当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条に おいて所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3 • 4 (略)

附則

(法附則第15条第43項の条例で定める割合)

2 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の 2 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の 1とする。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

3 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の 3 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の 2とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を 受けようとする者がすべき申告)

4 (略)

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分 の都市計画税の特例)

改 正 後(案)

(納税義務者等)

第2条 (略)

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税 標準となるべき価格(法第349条の3第9項から第11項まで、第21項 から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33 項 の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそ れぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有 者」とは当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条に おいて所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3 • 4 (略)

附則

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

1とする。

(法附則第15条第39項の条例で定める割合)

2とする。

(法附則第15条第47項の条例で定める割合)

4 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の 2とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を 受けようとする者がすべき申告)

(略)

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度 までの各年度分 の都市計画税の特例)

- 5 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計 6 画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該 宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課 税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準 となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法 第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に 同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて 得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の 3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれら の規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画 税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合に は、当該宅地等調整都市計画税額とする。
- 6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整 都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課 税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が 当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地 等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項 の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調 整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課 税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又

- 宅地等に係る平成30年度から令和2年度 までの各年度分の都市計 画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該 宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課 税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準 となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法 第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に 同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて 得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3(第18項を除く。)又は 附則第15条から第15条の 3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれら の規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画 税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合に は、当該宅地等調整都市計画税額とする。
- 7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年 度 までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整 都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課 税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が 当該年度分の固定資産税について法第349条の3 (第18項を除く。) 又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地 等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とな るべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項 の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成 8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和 2年度 までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調 整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課 税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当 該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又

は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等で あるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額 とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第5項 の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計 画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該 年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当 該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19 項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定 める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以 下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- るものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画 税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じ て得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規 定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税 額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の 都市計画税の特例)

10 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画 税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税が、当該農地に

- は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等で あるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を 当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額 とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項 の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 8 商業地等のうち当該商業地等当該年度の負担水準が0.6以上0.7以 9 商業地等のうち当該商業地等当該年度の負担水準が0.6以上0.7以 下のものに係る平成30年度から令和2年度 までの各年度分の都市計 画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該 年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当 該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18 項を除く。)又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定 める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計 画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以 下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超え 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超え るものに係る平成30年度から令和2年度 までの各年度分の都市計画 税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当 該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じ て得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の3(第18項を除く。)又は 附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規 定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の 都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税 額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度 までの各年度分の 都市計画税の特例)

11 農地に係る平成30年度から令和2年度 までの各年度分の都市計画 税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税が、当該農地に 係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表(略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市 計画税の特例)

11 (略)

- 12 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る当該年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。
- 13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から

係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は一附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表(略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市 計画税の特例)

12 (略)

- 13 市街化区域農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例附則第13条の2の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は 附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。
- 14 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から

平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、 当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額 に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固 定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地である ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該 市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の 規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

14 (略)

15 (略)

16 法附則第15条第1項、第13項、第18項<u>第19項</u>、第21項から第25 項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第 45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15 条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2 項中「又は<u>第34項</u>」とあるのは「若しくは第34項<u>又は法</u>附則第15条 から第15条の3まで」とする。 <u>令和2年度</u>までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、 当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額 に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固 定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は 附則第15 条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地である ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該 市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべ き額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の 規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

15 (略)

16 (略)

17 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、 第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44 項まで、第47項若しくは第48項 、第15条の2第2項又は第15 条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2 項中「又は<u>第33項</u>」とあるのは「若しくは第33項<u>又は</u>附則第15条 から第15条の3まで」とする。

附則

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定 の施行の目前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の 2に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たば こ三級品」という。) に係る市たばこ税については、なお従前の例 による。
- 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売 渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙 巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、亀岡市税条例第89条の 規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
 - (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 千本につき2.925
 - (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 千本につき3.355 円
 - (3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 千本につき4,000 円

3~12 (略)

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又 13 令和元年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又 は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たば こ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売 業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52 条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものと みなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、

改 正 後(案)

附則

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定 の施行の目前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の 2に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たば こ三級品」という。) に係る市たばこ税については、なお従前の例 による。
- 渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙 巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、亀岡市税条例第89条の 規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。
 - (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 千本につき2.925
 - (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 千本につき3.355
 - (3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日まで 千本につき4,000
- 3 ~ 12 略
- は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たば こ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売 業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52 条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものと みなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、

これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用
		する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日
第7項の表以外の	第4項の	第13項の
部分	同項から前項まで	同項、第5項及び前項
(略)	(略)	(略)

これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用
		する同条第4項
	平成28年5月2日	令和元年10月31日
第6項	平成28年9月30日	令和2年3月31日
第7項の表以外の	第4項の	第13項の
部分	同項から前項まで	同項、第5項及び前項
(略)	(略)	(略)

改 正 後(案)

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲|第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲 げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

 $(1) \sim (3)$ (略)

- (4) 第1条の2の規定及び第3条中亀岡市税条例等の一部を改正する 条例(平成27年亀岡市条例第22号)附則第5条第7項の表第19条第 3号の項の改正規定(「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告 書、第92条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2 及び第4条の規定 平成31年10月1日
- 第2条の2 第1条の2の規定による改正後の亀岡市税条例(附則第4条 において「31年新条例」という。)第33条の2の規定は、附則第1条 第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の 市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税につ いて適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日 前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前 の例による。
- 第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分 は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪 以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適 用する。
- 2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32 │2 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年 度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

 $(1) \sim (3)$ (略)

- (4) 第1条の2の規定及び第3条中亀岡市税条例等の一部を改正する 条例(平成27年亀岡市条例第22号)附則第5条第7項の表第19条第 3号の項の改正規定(「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告 書、第92条第1項」に改める部分に限る。)並びに附則第2条の2 及び第4条の規定 令和元年10月1日
- 第2条の2 第1条の2の規定による改正後の亀岡市税条例 (附則第4条 において「元年新条例」という。) 第33条の2の規定は、附則第1条 第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の 市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税につ いて適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日 前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前 の例による。
- 第4条 元年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分 は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪 以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適 用する。
- 度 以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年 度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

亀岡市税条例等の一部を改正する条例(平成30年亀岡市条例第24号)新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
附則	附則
(施行期日)	(施行期日)
第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1) 第1条中亀岡市税条例附則第5条第1項の改正規定及び次条の規 定 平成31年1月1日	(1) 第1条中亀岡市税条例附則第5条第1項の改正規定及び次条の規 定 平成31年1月1日
(2) 第2条の規定 <u>平成31年10月1日</u>	(2) 第2条の規定 <u>令和元年10月1日</u>
(市民税に関する経過措置)	(市民税に関する経過措置)
第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例の規定中	第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例の規定中
個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市	個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市
民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税について	民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税について
は、なお従前の例による。	は、なお従前の例による。

附則

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲|第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲 げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中亀岡市税条例第86条を第86条の2とし、第2章第4節中 同条の前に1条を加える改正規定、同条例第87条の次に1条を加え る改正規定並びに同条例第88条から第90条まで及び第92条の改正 規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30 年10月1日
 - (2) 第1条中亀岡市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配 偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。) 及び同条例 第35条の3第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改 正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
 - (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第8条及び附則第4 条の規定 平成31年4月1日
 - (4) 第2条中亀岡市税条例第88条第3項の改正規定 平成31年10月1 日
 - (5) 第1条中亀岡市税条例第23条第1項及び第3項並びに第46条第1 項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項 の規定 平成32年4月1日
 - (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
 - (7) 第1条中亀岡市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2 項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例 第32条の3及び第33条の4の改正規定並びに同条例附則第5条の改 正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(施行期日)

げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

改 正 後(案)

- (1) 第1条中亀岡市税条例第86条を第86条の2とし、第2章第4節中 同条の前に1条を加える改正規定、同条例第87条の次に1条を加え る改正規定並びに同条例第88条から第90条まで及び第92条の改正 規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30 年10月1日
- (2) 第1条中亀岡市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配 偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例 第35条の3第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改 正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第8条及び附則第4 条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中亀岡市税条例第88条第3項の改正規定 令和元年10月1
- (5) 第1条中亀岡市税条例第23条第1項及び第3項並びに第46条第1 項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項 の規定 令和2年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 令和2年10月1日
- (7) 第1条中亀岡市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2 項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例 第32条の3及び第33条の4の改正規定並びに同条例附則第5条の改 正規定並びに次条第2項の規定 令和3年1月1日

- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10)・(11) (略)

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例の規定中 個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市 民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税について は、なお従前の例による。
- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例の規定中個人 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例の規定中個人 の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税 について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、な お従前の例による。
- 3 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条 第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第76 条の6第1項の申告書、第92条第1項」とあるのは、「第92条第1項」 とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に 販売のため所持する制売販売業者等又は小売販売業者がある場合に おいて、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定に より製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者 の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によ りたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業 者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場 合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者 である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理す る営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業者

- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 令和3年10月1日
- (9) 第5条の規定 令和4年10月1日
- (10)・(11) (略)

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例の規定中 個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市 民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税について は、なお従前の例による。
- の市民税に関する部分は、令和3年度 以後の年度分の個人の市民税 について適用し、令和2年度分 までの個人の市民税については、な お従前の例による。
- 3 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間における前条 第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第76 条の6第1項の申告書、第92条第1項」とあるのは、「第92条第1項」 とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 令和2年10月1日 前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に 販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合に おいて、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定に より製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者 の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によ りたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業 者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場 合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者 である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理す る営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業者

に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合にお ける市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製 造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430 円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者 の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を 平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日まで│3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日 まで に、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書 によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定す 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定す るもののほか、第3条の規定による改正後の亀岡市税条例(以下こ の項及び次項において「32年新条例」という。)第19条、第92条第 4項及び第5項、第94条の2並びに第95条の規定を適用する。この場 合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡 した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課され た、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について 準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する 申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の 理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受 けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が 課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基 づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上 で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合にお ける市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製 造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430 円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者 の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を 令和2年11月2日 までに市長に提出しなければならない。
- に、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書 によって納付しなければならない。
- るもののほか、第3条の規定による改正後の亀岡市税条例(以下こ の項及び次項において「2年新条例」という。)第19条、第92条第 4項及び第5項、第94条の2並びに第95条の規定を適用する。この場 合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

5 32年新条例第93条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない | 5 2年新条例 第93条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない 理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡 した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課され た、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について 準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する 申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の 理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は環付を受 けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が 課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基 づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上 で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日 に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合 において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定 により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの 者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定に よりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売 業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である 場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業 者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理 する営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業 者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合に おける市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる 製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき 430円とする。
- の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を 平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- に、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書 によって納付しなければならない。
- るもののほか、第4条の規定による改正後の亀岡市税条例(以下こ の項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第92条第 4項及び第5項、第94条の2並びに第95条の規定を適用する。この場 合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

5 33年新条例第93条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない 5 3年新条例 第93条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第11条 令和3年10月1日 前に売渡し等が行われた製造たばこを同日 に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合 において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定 により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの 者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定に よりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売 業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である 場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業 者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理 する営業所において所持されるものに限る。) を同日に小売販売業 者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合に おける市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる 製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき 430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者 の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を 令和3年11月1日 までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日まで 3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日 まで に、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書 によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定す 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定す るもののほか、第4条の規定による改正後の亀岡市税条例(以下こ の項及び次項において「3年新条例」という。)第19条、第92条第 4項及び第5項、第94条の2並びに第95条の規定を適用する。この場 合において、次の表の左欄に掲げる3年新条例の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。